

白川村「いつまでも住みたい村づくり」マスタープラン
(白川村第2次総合戦略) 策定事業委託 実施要領

1. 業務概要と目的

本業務は、まず国・県・飛騨地域における中長期的な関連計画の整理、分析等を行い、業務の遂行に必要な資料収集について本村と調整を図りながら適切な作業計画とする。さらに、人口、経済循環についての分析やアンケート調査による住民意向の把握、課題解決に必要な施策の検討等を行い、村民の積極的な参画が図れるよう配慮しながら、次期総合戦略を策定するために必要な業務を総合的に支援することが目的である。

2. 業務内容

別紙『白川村「いつまでも住みたい村づくり」マスタープラン
(白川村第2次総合戦略) 策定事業委託仕様書』のとおり。

3. 業務履行期間

平成30年度：契約締結日から平成31年3月15日
平成31年度：契約締結日から平成31年10月31日

4. 見積限度額

平成30年度：金6,500,000円（地方消費税を含む）
平成31年度：金6,500,000円（地方消費税を含む）

5. 委託予定者選定方法

公募型プロポーザル方式による。

6. 参加資格条件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 応募書類の提出時点において、白川村契約規則(昭和42年7月1日規則第4号)第3条に規定する競争入札参加資格を有する者と認定された者である。
- (3) 白川村暴力団排除条例(平成24年3月6日条例第1号)に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団関係事業者その他の反社会的である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められない者であること。
- (4) 応募書類提出の際、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手

続開始の申立てがなされている者(会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)ではないこと。

(5)過去 5 年間に於いて、本業務と同等の支援業務に携わった実績があり、その業務の経験がある技術者を本業務に於いて配置することができること。

7. 参加申し込み

(1)参加申込期間

平成 30 年 5 月 1 日 (火) から平成 30 年 5 月 25 日 (金) 午後 5 時まで

(2)参加申込方法

持参又は郵送による。ただし、持参の場合は白川村役場の開庁時間内とし、事前に担当課に連絡すること。郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

(3)募集要項等について

白川村ホームページからダウンロードすること。

(4)参加申込に必要な書類

参加申込書 (兼誓約書) (様式 1)

※平成 30 年度白川村入札参加資格者名簿に登録されていない者は以下の書類も提出すること (発行後 3 カ月以内のもの)

- ・法人登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)
- ・印鑑証明書 (原本)
- ・納税証明書

(5)参加申込受付場所

白川村役場観光振興課

8. 企画提案書などの提出

(1)応募書類の提出

① 参加申込書 (兼誓約書) . . . 1 部 (様式 1)

② 企画提案書 (様式任意) . . . 3 部

※ 企画提案書電子データについては、編集可能な形式とし、企画提案書等の内容を PDF ファイルに記録した CD-ROM 等 1 枚も併せて提出すること。

③ 類似業務実績調書 (様式任意) . . . 3 部

④ 受託金額見積書及び内訳書 (様式任意) . . . 3 部

(2)企画提案書内容について

① どのようなコンセプトで業務に取り組もうとしているのか記載すること。

② データ整理、分析評価の支援方策を具体的に記載すること。

③ 分かりやすく共感を得る計画とするための基本的な考え方と具体的な方法を記載すること。

- ④ 合理的な KPI 設定をするための具体的な方法を記載すること。
- ⑤ 当初予算編成につながる PDCA サイクルを実効的なものとするための基本的考え方と具体的な方法を記載すること。

9. 審査について

(1) 選考方法

審査基準、審査方法の策定及び企画提案書の審査を行うため、「（仮称）白川村総合戦略プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）」を設置する。なお、審査は非公開とし、評価・採点に関する異議は受けない。

(2) 審査

企画提案者の提案について書面審査による審査を行い、合計点数の総計が最高得点を得た者を契約の委託候補者として、2 番目に高い得点のものを次点者とする。

最高得点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員の投票により決定する。

10. 企画提案書の失格

- (1) 応募書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 参加申込書提出後、提出期限内に応募書類を提出しなかった場合
- (3) 募集要項における諸条件に違反した場合
- (4) 業務に係る見積額が委託契約上限額を超えている場合

11. 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。また、止むを得ない理由などにより、プロポーザルが中止になった場合においても同様とする。

12. 審査結果

- (1) 審査結果は、審査終了後に応募者全員に書面で通知する。
- (2) 契約候補者および審査結果は本村のホームページで公表する。なお、審査結果の公表時には、契約候補者以外の応募者名は非公表とする。
- (3) 審査結果に関する問い合わせ及び異議申立ては受け付けない。

13. 契約

- (1) 契約は、審査により選定された契約候補者と本村において、協議を行った上で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 2 項に定める随意契約によって、当該業務に係る委託契約を締結することを前提とする。
- (2) 失格その他の理由により契約候補者との契約が不可能となった場合は、候補者選定審査において、次点となった者と協議を行う。

14. 著作権

提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属する。ただし、本村が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。また、本案件に係る情報公開請求があった場合は、白川村情報公開条例に基づき、提出書類を公開することがある。

15. 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

平成 30 年 5 月 10 日 (木) まで

質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより送付すること。

(2) 回答

質問に対する回答は、随時白川村ホームページ上で公表する。

16. 事務局

白川村役場観光振興課

〒501-5692

岐阜県大野郡白川村鳩谷 517

TEL : 05769-6-1311

FAX : 05769-6-2016

E-mail : kankou-sangyoushinkou@vill.shirakawa.lg.jp